

令和6年1月12日
国 税 庁

石川県及び富山県に納税地がある法人の皆様への
申告のお知らせ等及び申告・納付等の期限について

令和6年能登半島地震により被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。

この度、国税庁では、本災害の被災状況等に鑑み、国税通則法第11条の規定に基づき、石川県及び富山県（以下「指定地域」といいます。）における国税に関する申告・納付等の期限の延長を行うこととしました。

これにより、指定地域内に納税地がある方につきましては、災害が発生した令和6年1月1日以後に到来する申告・納付等の期限が、全ての税目について、自動的に延長されることとなります。

国税庁では従来、申告手続の一助として、法人の皆様へ申告のお知らせ等（申告のお知らせ及び予定（中間）申告書）を申告月の前月下旬に発送しているところですが、この国税に関する申告・納付等の期限の延長措置に伴い、当分の間、指定地域内に納税地がある法人の皆様への申告のお知らせ等の発送を見合せさせていただきます。

申告のお知らせ等のご要望がある場合は、最寄りの税務署までお問い合わせください。

（注） e-Tax で申告されている法人の皆様への「申告のお知らせ」につきましても、
当分の間、メッセージボックスへの格納を見合せさせていただきます。